品川区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和７年４月改定

１．取組目的

品川区では「品川区耐震改修促進計画」（令和３年３月改定。以下「促進計画」）において、令和７年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標を設定している。

この目標の達成に向け、特に耐震化の促進が必要とされる住宅の所有者に対し、耐震化等の事業に関する直接的な周知啓発を、計画的かつ重点的に実施する必要がある。このため、「品川区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」）を策定し、住宅の耐震化をさらに促進する。

２．対象住宅

区内にある以下の住宅を対象とする。

・ 旧耐震木造住宅（２階建て以下）
　昭和５６年５月３１日以前に新築工事に着手したもの。
・ 新耐震木造住宅（在来軸組工法・２階建て以下）
　昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までの間に新築工事に着手したもの。

※いずれも、個人が所有し、住宅として使用されているものに限る

３．取り組み内容と取り組み期間

（１）取り組み内容

・ **事業周知**
　区ホームページ、広報しながわ等を通じて、各種助成制度や相談会の情報を随時案内する。また耐震診断後、耐震改修工事等に至っていない所有者に対し DM 等による情報提供を行い、耐震化を促す。
・ **耐震相談会（年４回程度開催）**
　耐震化について直接的な支援や案内ができるよう、耐震診断専門家（建築士）との個別相談を行う相談会を開催し、併せて直接的な事業周知を行う。
・ **住宅相談会（毎月１回開催）**
　区内施工業者や建築士が、住宅のリフォームや建て替え、耐震改修などに関する相談を受け付ける。
・ **現地耐震相談**
　耐震に関する心配事や、助成に関して不安がある方に対し、耐震診断専門家を現地に派遣して、相談対応を行う。
・ **耐震改修事業者等への技術力向上に資する情報提供**
　東京都と連携し、講習会や情報提供の場を設ける。

（２）取り組み期間
　令和７年度から令和９年度

４．その他

アクションプログラムの取り組み状況については、年度ごとの実績を取りまとめ、区ホームページで公表する。公表内容は以下のとおりとする。

（１） 相談会の実施状況および相談件数
（２） 耐震診断支援助成の実績件数
（３） 耐震改修等および除却支援助成の実績件数

以上